

★ 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（条例第一号）（人事課）

一 制定の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員に対して支給する給与及び費用弁償の基準に関し必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 目的

地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 給与の種類

短時間勤務会計年度任用職員の給与は、報酬及び期末手当とする。

3 職務の区分

短時間勤務会計年度任用職員の職務及び当該職務に従事する者は、それぞれ次のとおりとする。

- (一) 事務職 一般的な事務又はこれに相当する業務に従事する者
- (二) 教育職 教育業務に従事する者
- (三) 医療職 衛生管理業務に従事する者
- (四) 専門事務職 専門的な事務又はこれに相当する業務に従事する者
- (五) 専門教育職 専門的な教育業務に従事する者
- (六) 専門研究職 専門的な研究業務に従事する者
- (七) 専門医療職 専門的な衛生管理業務に従事する者
- (八) 高度専門職 高度かつ専門的な業務に従事する者

4 基本報酬等

- (一) 短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額は、職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）に規定する給料表の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例に規定する給料表の適用を受ける職員の給料との均衡を考慮して、人事委員会規則の定めるところにより決定する。
- (二) 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例に規定する給料の調整額の支給を受ける職員の例により、当該調整額に相当する報酬を支給することができるものとする。
- (三) 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例に規定する初任給調整手当の支給を受ける職員の例により、当該初任給調整手当に相当する報酬を支給することができるものとする。
- (四) 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例に規定する地域手当の支給を受ける

職員の例により、当該地域手当に相当する報酬を支給することができるものとする。

(五) 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例に規定する特殊勤務手当の支給を受ける職員の例により、当該特殊勤務手当に相当する報酬を支給することができるものとする。

(六) 短時間勤務会計年度任用職員の(一)から(五)までの報酬は、特殊勤務手当のうち勤務一月につき支給すると定められているもの以外のもを除き、日額、月額又は時間額のいずれかで支給するものとする。

5 時間外勤務等に係る報酬

(一) 定められた勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例に規定する時間外勤務手当の支給を受ける職員の例により当該時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

(二) 定められた勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務する短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例に規定する夜間勤務手当の支給を受ける職員の例により当該夜間勤務手当に相当する報酬を支給する。

(三) 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給与条例に規定する宿日直手当の支給を受ける職員の例により当該宿日直手当に相当する報酬を支給する。

6 期末手当

(一) 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。

(二) 任用期間が六月に満たない場合であっても、当該短時間勤務会計年度任用職員が同一会計年度内において同一の任命権者により任用され、その任用期間が通算して六月以上となった場合には、当該会計年度内において、任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

(三) 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給については、不支給及び一時差止事由に関する給与条例の規定を準用する。

7 費用弁償

(一) 通勤のために費用を要する短時間勤務会計年度任用職員には、当該短時間勤務会計年度任用職員の任用期間を考慮して、給与条例に規定する通勤手当の支給を受ける職員の例により、当該通勤手当に相当する額を費用弁償として支給する。

(二) 職務のために旅行した短時間勤務会計年度任用職員には、費用弁償を支給する。

(三) (二)において支給する費用弁償の種類は、長期間の研修など、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて任命権者が指定する旅行を除き、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。

(四) (二)において支給する費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例の定めるところによる。

(五) 職務のために外国旅行した短時間勤務会計年度任用職員には、国家公務員の外国旅費の例に準じて任命権者が定める額を費用弁償として支給する。

8 報酬等の支給方法

(一) 短時間勤務会計年度任用職員の報酬及び費用弁償（7(一)の費用弁償に限る。）の支給日は、人事委員会規則で定める。

(二) 新たに短時間勤務会計年度任用職員となった者にはその日から報酬を支給し、短時間勤務会計年度任用職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで報酬を支給する。

(三) 育児休業をしている短時間勤務会計年度任用職員には、原則として給与を支給しない。

(四) 定められた勤務時間に短時間勤務会計年度任用職員が勤務しないときは、原則として勤務しない時間につき減額した報酬を支給する。

9 休職者の給与

(一) 短時間勤務会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法の定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

(二) 短時間勤務会計年度任用職員が結核性疾患にかかり、又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に規定する厚生労働大臣の認定を受けた負傷若しくは疾病により地方公務員法の定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与（4(三)及び(五)の報酬を除く。）の全額を支給する。

(三) 短時間勤務会計年度任用職員が(一)及び(二)以外の心身の故障により地方公務員法に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。

(四) 短時間勤務会計年度任用職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職にされたときは、その休職の期間中、給与（4(三)及び(五)の報酬並びに6の期末手当を除く。）の百分の六十以内を支給することができる。

10 給与からの控除

短時間勤務会計年度任用職員の給与の支給に際しては、その給与から県公舎の使用料に相当する額を控除することができる。

11 この条例の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

三 施行期日

平成三十二年四月一日

★ 広島県土地造成事業等債務処理基金条例（条例第二号）（財政課）

一 制定の理由

広島県港湾特別整備事業費特別会計及び広島県土地造成事業会計における資金不足に対応し、計画的かつ円滑な債務処理の実施に必要な経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 管理の方法

(一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、広島県港湾特別整備事業費特別会計及び広島県土地造成事業会計の債務処理の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用等

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金若しくは県が行う収益的事業で繰戻しが確実なもの財源に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

平成三十一年四月一日

★ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第三号）（人事課）

一 改正の要旨

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い、次のとおり関係条例の規定を整備した。

条 例 名	改 正 の 内 容
職員の給与に関する条例	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、会計年度任用職員を適用対象としないための規定の整備
職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例	地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員（以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。）の分限に係る規定の整備
職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例	短時間勤務会計年度任用職員の懲戒に係る規定の整備
職員の旅費に関する条例	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、会計年度任用職員を適用対象としないための規定の整備
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例	短時間勤務会計年度任用職員を適用対象とするための規定の整備
特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、会計年度任用職員を適用対象としないための規定の整備
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	引用条項の整理
職員の育児休業等に関する条例	短時間勤務会計年度任用職員の部分休業に係る規定の整備
職員の勤務時間及び休暇等に関する条例	短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間等及び休暇に係る規定の整備
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	引用条項の整理
広島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる会計年度任用職員を公表の対象となる職員に追加するための規定の整備

広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例	短時間勤務会計年度任用職員である病院事業職員の給与に係る規定の整備
市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例	短時間勤務会計年度任用職員である市町立学校職員の給与に係る規定の整備
警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例	短時間勤務会計年度任用職員の懲戒に係る規定の整備

三 施行期日

平成三十二年四月一日

★ 職員の自己啓発等休業に関する条例及び広島県水道用水供給水道条例の一部を改正する
条例（条例第四号）（人事課）

一 改正の理由

学校教育法の一部が改正され、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学の制度が設けられたことなどに伴い、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正

学校教育法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

2 広島県水道用水供給水道条例の一部改正

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令において水道法施行令の一部が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する規定が整備されたことを踏まえ、必要な規定の整備を行った。

三 施行期日

平成三十一年四月一日

★ 広島県手数料条例等の一部を改正する条例（条例第五号）（財政課）

一 改正の要旨

最近の社会経済情勢の変動及び消費税法の改正などに対応して、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正などを行った。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	建築基準法の一部改正に伴う用途地域等における増築等の許可を受けた建築物の増築、改築又は移転についての許可申請手数料等の新設等 介護支援専門員実務研修受講試験の受験者数の減少等に伴う一人当たりの経費の増大等に対応するための同試験手数料等の金額の改正 人件費単価の上昇に伴う長期優良住宅の普及の促進に関する法律の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の金額の改正 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の制定に伴う裁定申請手数料の新設 消費税率及び地方消費税率の改正に伴う構造計算適合性判定手数料等の金額の改正 消費税率及び地方消費税率の改正に伴う行政財産を使用する場合の使用料の金額の改正 消費税率及び地方消費税率の改正等に伴う研究所の設備の利用又は試験等の依頼に係る使用料及び手数料の上限額の改正 消費税率及び地方消費税率の改正に伴うメインスタジアム、野球場等の利用料金の上限額の改正
行政財産の使用料に関する条例	消費税率及び地方消費税率の改正に伴う大アリーナ、トレーニングルーム等の利用料金の上限額の改正
広島県立総合技術研究所設置及び管理 管理条例	消費税率及び地方消費税率の改正に伴う研修室等の利用料金の上限額の改正
広島県立広島国際協力センター設置及び管理 条例	消費税率及び地方消費税率の改正に伴う園内施設及び駐車場の利用料金の上限額の改正
広島県立美術館条例	消費税率及び地方消費税率の改正に伴う特別展の入館料及び展示室等の利用料金の上限額の改正
広島県民文化センター設置及び管理 管理条例	消費税率及び地方消費税率の改正に伴うホール、展示室等の利用料金の上限額の改正
広島県立文化芸術ホール設置及び管理 管理条例	消費税率及び地方消費税率の改正に伴うホール、リハーサル室等の利用料金の上限額の改正

<p>例</p> <p>広島県立県民の森設置及び管理条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う公園センター、キャンプ場、全天候多目的施設等の利用料金の上限額の改正</p>
<p>自然公園施設の設置及び管理に関する条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う野呂山公園、帝釈公園、牛小屋高原公園のオートキャンプ場等の利用料金の上限額の改正</p>
<p>広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う宿泊所研修棟、キャンプ場等の利用料金の上限額の改正</p>
<p>例</p> <p>広島県立県民の浜設置及び管理条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う宿泊研修所、運動広場等の利用料金の上限額の改正</p>
<p>広島県立中央森林公園設置及び管理条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う日本庭園、駐車場、多目的ホール等の利用料金の上限額の改正</p>
<p>例</p> <p>保健所における手数料に関する条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴うヒト免疫不全ウイルス等の試験検査に係る手数料の金額の改正</p>
<p>広島県立総合精神保健福祉センター設置及び管理条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う診療料（健康保険法などが適用されない場合）、診断書料又は証明書料等の改正</p>
<p>管理条例</p> <p>広島県健康福祉センター設置及び管理条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う研修室等の利用料金の上限額の改正</p>
<p>広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う診療料（健康保険法などが適用されない場合）等の利用料金の上限額の改正等</p>
<p>広島県立福山若草園設置及び管理条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う診療料（健康保険法などが適用されない場合）等の利用料金の上限額の改正等</p>
<p>広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う診療料（健康保険法などが適用されない場合）等の利用料金の上限額の改正等</p>
<p>例</p> <p>広島県立産業会館設置及び管理条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う展示室、事務室、ステージ等の利用料金の上限額の改正</p>
<p>広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う研修室、会議室、多目的ホール等の利用料金の上限額の改正</p>
<p>ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う研究拠点の設備の利用又は機器操作の依頼に係る使用料及び手数料の上限額の改正</p>
<p>広島県家畜人工授精料等徴収条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う受精卵採取技術手数料等の金額の改正</p>
<p>広島県道路占用料徴収条例</p>	<p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う電柱、</p>

広島県立歴史博物館設置条例	展示の場合の入館料の上限額の改正
	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う特別の展示の場合の入館料の上限額及び施設使用料の金額の改正

二 施行期日等

1 施行期日

- (一) 広島県手数料条例の改正のうち介護保険法に関する手数料（介護支援専門員更新研修手数料に係るものを除く。）、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料、長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料に係るもの並びに広島県港湾施設管理条例の改正（福山港に係る地区で知事が別に定めるものの岸壁、荷役機械及び荷さばき地及び上屋の通常使用による場合の係船料及び使用料の金額の経過措置に係るものに限る。） 平成三十一年四月一日
- (二) 広島県手数料条例の改正のうち所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の制定に伴う裁定申請手数料の新設 平成三十一年六月一日
- (三) 広島県手数料条例の改正のうち建築基準法に関する手数料の改正（構造計算適合性判定手数料に係るものを除く。）及び新設 建築基準法の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (四) (一)から(三)まで以外 平成三十一年十月一日

2 経過措置

次の条例について、それぞれの条例の改正規定の施行の際現に使用の許可を受けている者等のため、必要な経過措置を設ける。

- (一) 行政財産の使用料に関する条例
- (二) 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例
- (三) 広島県道路占用料徴収条例
- (四) 広島県河川区域内占用料等徴収条例
- (五) 広島県港湾施設管理条例
- (六) 広島県漁港管理条例

★ 広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第六号）
（業務プロセス改革課）

一 改正の理由

平成三十年七月豪雨災害からの復旧・復興の推進及び児童生徒数の変動等に伴い、職員定数を変更するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 広島県職員定数条例の一部改正

平成三十年七月豪雨災害からの復旧・復興の推進のため、知事の事務部局の職員定数を次のとおり改正した。

区 分	改正前	改正後	改正による増減
知事の事務部局の職員	四、一六六人	四、二二一人	九五五人

2 広島県学校職員定数条例の一部改正

児童生徒数の変動等に伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を次のとおり改正した。

区 分	改正前	改正後	改正による増減
県立高等学校等教職員	五、一三三五人	五、二〇六人	△二九人
市町立学校県費負担教職員	九、三〇七人	九、二七七人	△三〇人

三 施行期日

平成三十一年四月一日

★ 広島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（条例第七号）（環境保全課）

一 改正の要旨

土壤汚染対策法の一部が改正され、使用が廃止された有害物質使用特定施設の工場等の敷地であった土地において、健康被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けた土地の形質を変更する場合に届出が義務付けられたことを踏まえ、当該届出に係る土地については、条例に定める土地履歴調査等の対象から除外するため、必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

平成三十一年四月一日

★ 民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（条例第八号）
（地域包括ケア・高齢者支援課）

一 改正の要旨

高齢者数及び世帯数等の増加による業務量の増大などを踏まえ、要望のあつた東広島市について民生委員の定数を次のとおり変更した。

市町名	改正前	改正後	改正による増員
東広島市	三二六人	三二七人	一人

二 施行期日

平成三十一年十二月一日

★ 広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第九号）（職業能力開発課）

一 改正の要旨

国から受託して行う普通課程の職業訓練を訓練生に対して無料で実施するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十一年三月八日

★ 広島県建設事業負担金条例の一部を改正する条例（条例第十号）（土木建築総務課）

一 改正の要旨

広島県流域下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、同事業については、公営企業管理者が負担金の全部又は一部を減免できるとするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十一年四月一日

★ 広島県地域医療再生基金条例を廃止する条例（条例第十一号）（医療介護計画課）

一 廃止の要旨

国から地域医療再生臨時特例交付金の交付を受けて設置された広島県地域医療再生基金の事業が終了することに伴い、当該基金を廃止するため、広島県地域医療再生基金条例を廃止した。

二 施行期日

平成三十一年四月一日